

第10回近畿地方年金記録訂正審議会総会	報告事項
令和6年4月10日	2

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について (令和5年度)

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和4年度の受付状況

- 令和4年度の訂正請求の受付件数は4,969件であり、前年度同期(令和3年4月から令和4年3月まで)に比べて、1,044件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,739件(前年度同期比1,004件減)、国民年金219件(同39件減)、脱退手当金11件(同1件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.4%となっている。

② 令和5年度上期の受付状況

- 令和5年度上期(令和5年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は1,893件であり、前年度同期の1,971件と比べて、78件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金1,766件(前年度同期比110件減)、国民年金123件(同33件増)、脱退手当金4件(同1件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

	(件)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚生年金	7,368 (86.5%)	4,818 (91.0%)	4,206 (91.0%)	3,061 (89.4%)	4,216 (92.4%)
（個別請求）	3,902 (45.8%)	2,214 (41.8%)	1,620 (35.1%)	931 (27.2%)	1,678 (36.8%)
（一括請求）	3,466 (40.7%)	2,604 (49.2%)	2,586 (56.0%)	2,130 (62.2%)	2,538 (55.6%)
国民年金	1,060 (12.4%)	435 (8.2%)	373 (8.1%)	336 (9.8%)	320 (7.0%)
脱退手当金	88 (1.0%)	39 (0.7%)	42 (0.9%)	28 (0.8%)	29 (0.6%)
合計	8,516 (100.0%)	5,292 (100.0%)	4,621 (100.0%)	3,425 (100.0%)	4,565 (100.0%)

	(件)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度上期 (速報値)
厚生年金	4,998 (94.4%)	5,743 (95.5%)	4,739 (95.4%)	1,766 (93.3%)
（個別請求）	1,244 (23.5%)	1,531 (25.5%)	1,262 (25.4%)	599 (31.6%)
（一括請求）	3,754 (70.9%)	4,212 (70.0%)	3,477 (70.0%)	1,167 (61.6%)
国民年金	276 (5.2%)	258 (4.3%)	219 (4.4%)	123 (6.5%)
脱退手当金	20 (0.4%)	12 (0.2%)	11 (0.2%)	4 (0.2%)
合計	5,294 (100.0%)	6,013 (100.0%)	4,969 (100.0%)	1,893 (100.0%)

- ・厚生年金（個別請求）
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金（一括請求）
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案（切替事案）を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) - 1 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金			厚生年金			国民年金			厚生年金			国民年金			厚生年金			国民年金		
	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計
厚生局処理事案	815	128	943	241	23	1,207	788	91	879	260	14	1,153	651	105	756	182	10	948	281	108	389	100	3	492
訂正決定	544	125	669	24	2	695	529	90	619	32	0	651	447	103	550	11	1	562	195	106	301	6	0	307
(全期間訂正)	442	125	567	20	2	589	431	88	519	23	0	542	376	100	476	10	1	487	159	98	257	3	0	260
(一部期間訂正)	102	0	102	4	0	106	98	2	100	9	0	109	71	3	74	1	0	75	36	8	44	3	0	47
不訂正決定	269	3	272	217	19	508	259	1	260	226	14	500	203	2	205	171	9	385	87	2	89	94	3	186
請求却下	2	0	2	0	2	4	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
機構処理事案	415	3,102	3,517	3	0	3,520	523	4,386	4,909	3	0	4,912	532	2,758	3,290	4	0	3,294	299	1,306	1,605	1	0	1,606
処理事案合計	1,230	3,230	4,460	244	23	4,727	1,311	4,477	5,788	263	14	6,065	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	580	1,414	1,994	101	3	2,098
訂正請求の取下げ等	156	97	253	30	3	286	176	106	282	27	1	310	139	73	212	14	1	227	95	77	172	19	1	192
[参考:別掲] 機構処理事案 (一部期間訂正)	69	13	82				57	17	74				44	16	60									

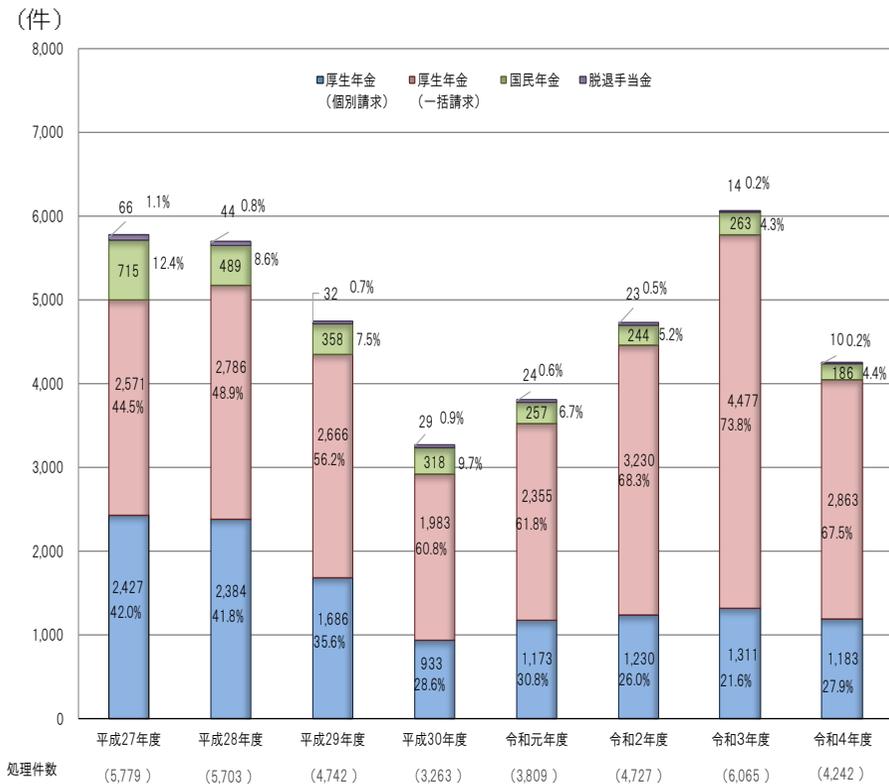
- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所での記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

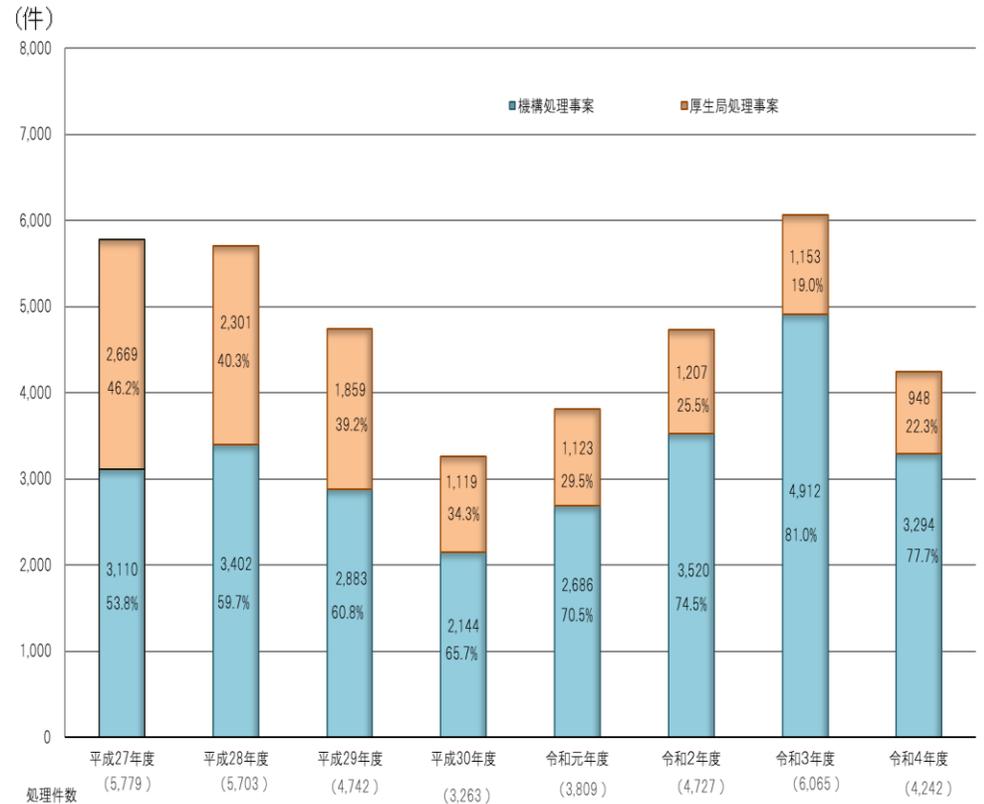
2 処理状況

(1) - 2 制度別・処理事案別の処理件数(推移)

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

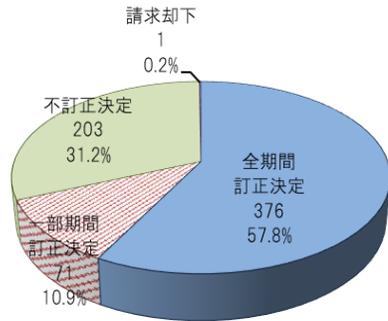
2 処理状況

(1)－3 制度別・処理事案別の処理件数(内訳)

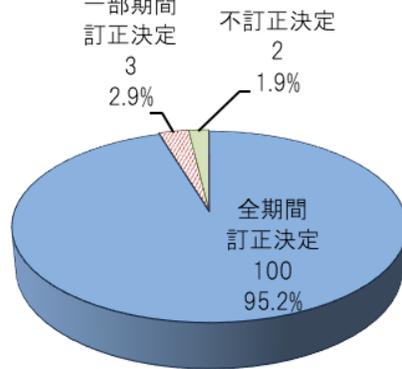
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈令和4年度〉

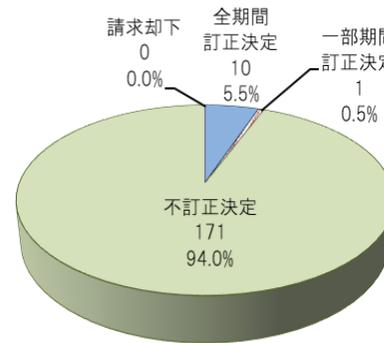
〔厚生年金(個別請求)〕



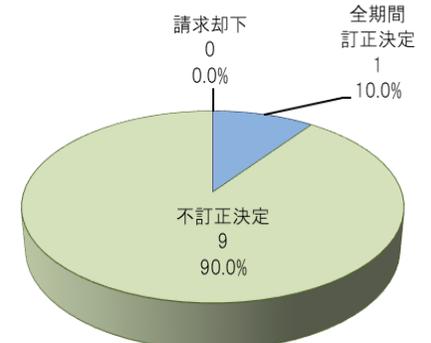
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

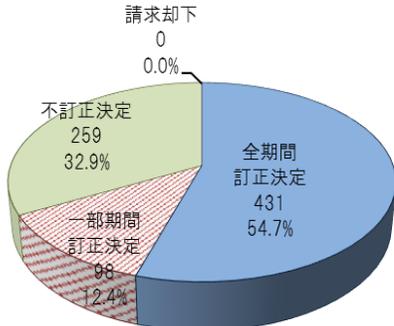


〔脱退手当金〕

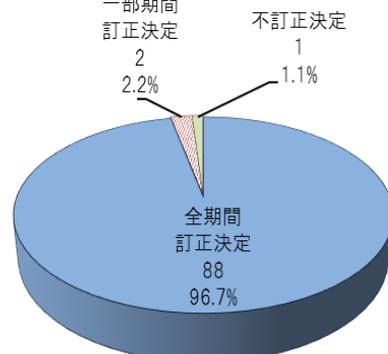


〈参考:令和3年度〉

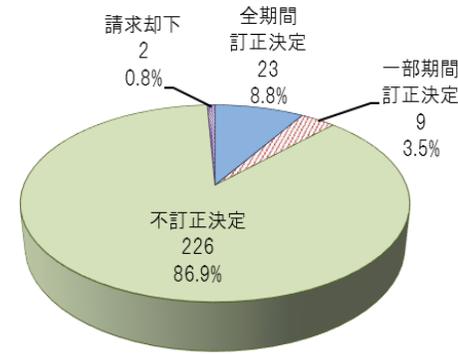
〔厚生年金(個別請求)〕



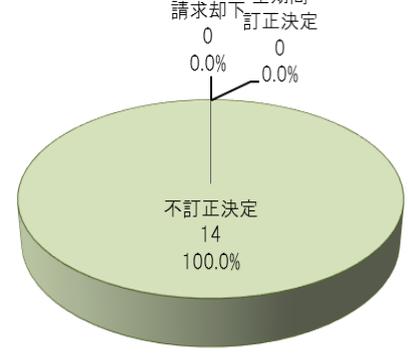
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



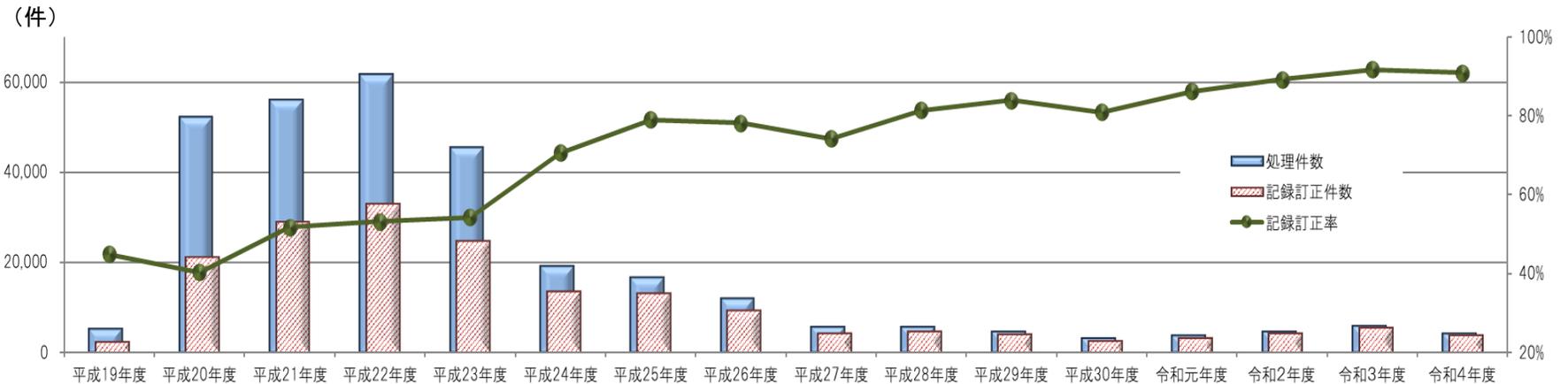
I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
 3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

I 訂正請求の受付・処理状況

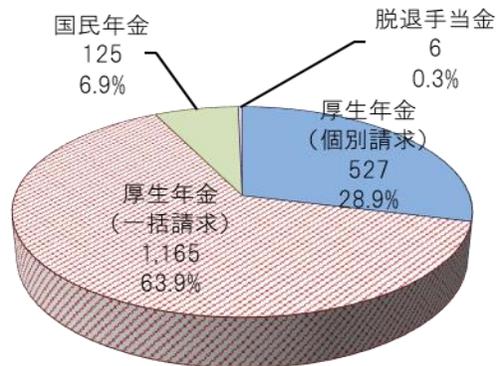
3 処理中事案の状況

○ 処理中事案件数(令和4年度末現在)

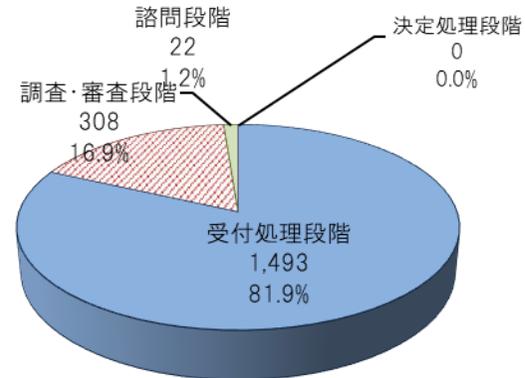
(件)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 令和3年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	14,382	24,767	39,149	3,276	269	42,694	37,726
② 処理件数	12,306	22,923	35,229	2,829	241	38,299	34,064
③ 請求取下げ等の累計	1,549	679	2,228	322	22	2,572	2,345
処理中事案件数 (① - (② + ③))	527	1,165	1,692	125	6	1,823	1,317
日本年金機構の受付処理段階	376	1,038	1,414	75	4	1,493	958
地方厚生(支)局の調査・審査段階	140	122	262	44	2	308	324
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	11	5	16	6	0	22	31
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	4

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 令和3年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	201.4 日	221.3 日	204.2 日	196.5 日	226.6 日	202.9 日	143 日	210.7 日
ア 機構受付処理期間	89.0 日	120.1 日	93.3 日	82.5 日	127.1 日	91.6 日	40 日	85.1 日
イ 厚生局処理期間	112.4 日	101.2 日	110.9 日	114.0 日	99.5 日	111.4 日	103 日	125.6 日
② 機構訂正処理期間	48.2 日	38.2 日	46.3 日	78.9 日	49.0 日	46.9 日	25 日	31.9 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和4年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)

2 「② 機構訂正処理期間」は、令和4年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

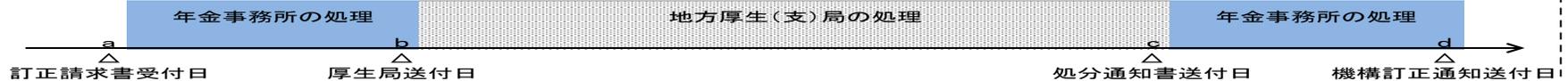
(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和3年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	64.7 日	76.1 日	74.1 日	91.5 日	-	74.1 日	98.4 日

注 処理期間は、令和4年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)

ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間

イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間

② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(件)

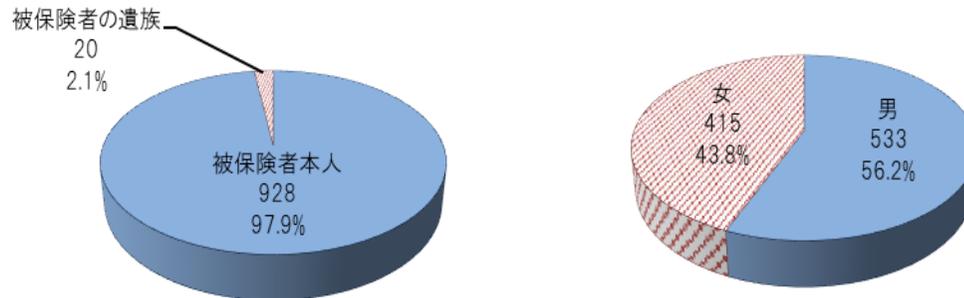
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	441	299	740	15	1	16	456	300	756
（個別請求）	373	263	636	14	1	15	387	264	651
（一括請求）	68	36	104	1	0	1	69	36	105
国民年金	75	104	179	2	1	3	77	105	182
脱退手当金	0	9	9	0	1	1	0	10	10
合計	516	412	928	17	3	20	533	415	948

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

注2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ)。

注3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない)。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

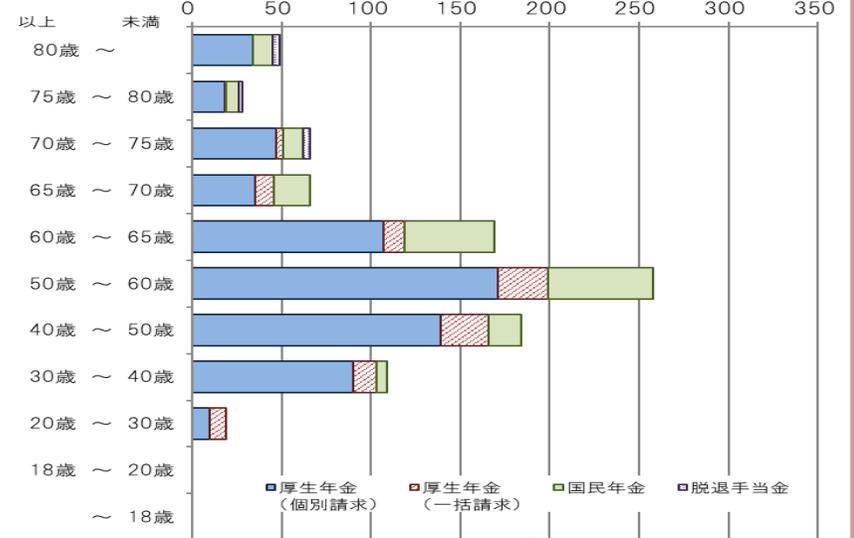
(2) 被保険者年齢階層別

(件)

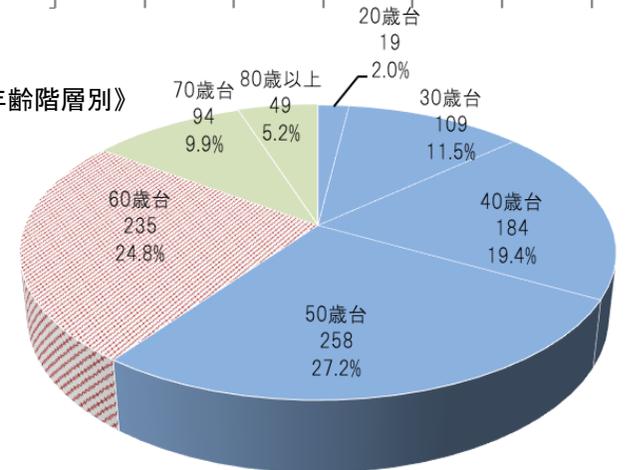
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	34	0	34	11	4	49
75歳～80歳	18	1	19	7	2	28
70歳～75歳	47	4	51	11	4	66
65歳～70歳	35	11	46	20	0	66
60歳～65歳	107	12	119	50	0	169
50歳～60歳	171	28	199	59	0	258
40歳～50歳	139	27	166	18	0	184
30歳～40歳	90	13	103	6	0	109
20歳～30歳	10	9	19	0	0	19
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	651	105	756	182	10	948

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別》



注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

注2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ)。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	被 保 険 者 等	裁 定 済 み 者	納 付 要 件 充 足 者	合 計
厚生年金	562	188	6	756
（個別請求）	478	167	6	651
（一括請求）	84	21	0	105
国民年金	120	58	4	182
脱退手当金	1	9	0	10
合計	683	255	10	948
割合	72.0%	26.9%	1.1%	100.0%

注 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 被保険者等
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	48	6	1	55 (5)
青森県	3	2	0	5 (31)
岩手県	4	0	0	4 (37)
宮城県	30	2	0	32 (9)
秋田県	5	0	0	5 (31)
山形県	5	0	0	5 (31)
福島県	7	0	0	7 (28)
茨城県	12	0	0	12 (15)
栃木県	6	3	0	9 (23)
群馬県	4	6	0	10 (18)
埼玉県	46	7	0	53 (6)
新潟県	28	1	0	29 (10)
山梨県	4	1	0	5 (31)
長野県	7	3	0	10 (18)
千葉県	24	10	0	34 (8)
東京都	113	42	1	156 (1)
神奈川県	79	19	0	98 (2)
富山県	2	2	0	4 (37)
石川県	5	0	0	5 (31)
岐阜県	6	4	0	10 (18)
静岡県	17	4	2	23 (12)
愛知県	55	7	1	63 (4)
三重県	4	4	0	8 (26)
福井県	10	1	0	11 (16)
滋賀県	9	4	0	13 (14)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	16	5	1	22 (13)
大阪府	77	14	0	91 (3)
兵庫県	21	8	0	29 (10)
奈良県	8	2	0	10 (18)
和歌山県	8	1	1	10 (18)
鳥取県	2	1	0	3 (43)
島根県	6	0	0	6 (30)
岡山県	2	2	0	4 (37)
広島県	6	2	0	8 (26)
山口県	10	1	0	11 (16)
徳島県	2	2	0	4 (37)
香川県	2	0	0	2 (44)
愛媛県	4	3	0	7 (28)
高知県	2	0	0	2 (44)
福岡県	28	9	1	38 (7)
佐賀県	4	0	0	4 (37)
長崎県	4	1	0	5 (31)
熊本県	6	3	0	9 (23)
大分県	9	0	0	9 (23)
宮崎県	2	0	0	2 (44)
鹿児島県	0	0	2	2 (44)
沖縄県	4	0	0	4 (37)
海外居住	0	0	0	0
合 計	756	182	10	948

(件)

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ()内は、合計件数の降順位である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和3年度		令和4年度		事案類型の内容
	請求件数	(制度別割合)	請求件数	(制度別割合)	
厚生年金	2,206	(100.0%)	1,948	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,437	(65.1%)	1,421	(72.9%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	534	(24.2%)	354	(18.2%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	231	(10.5%)	171	(8.8%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	4	(0.2%)	2	(0.1%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	411	(100.0%)	343	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	378	(92.0%)	294	(85.7%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	32	(7.8%)	43	(12.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	1	(0.2%)	6	(1.7%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	14	(100.0%)	12	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	12	(85.7%)	12	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	(14.3%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	2,631		2,303		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

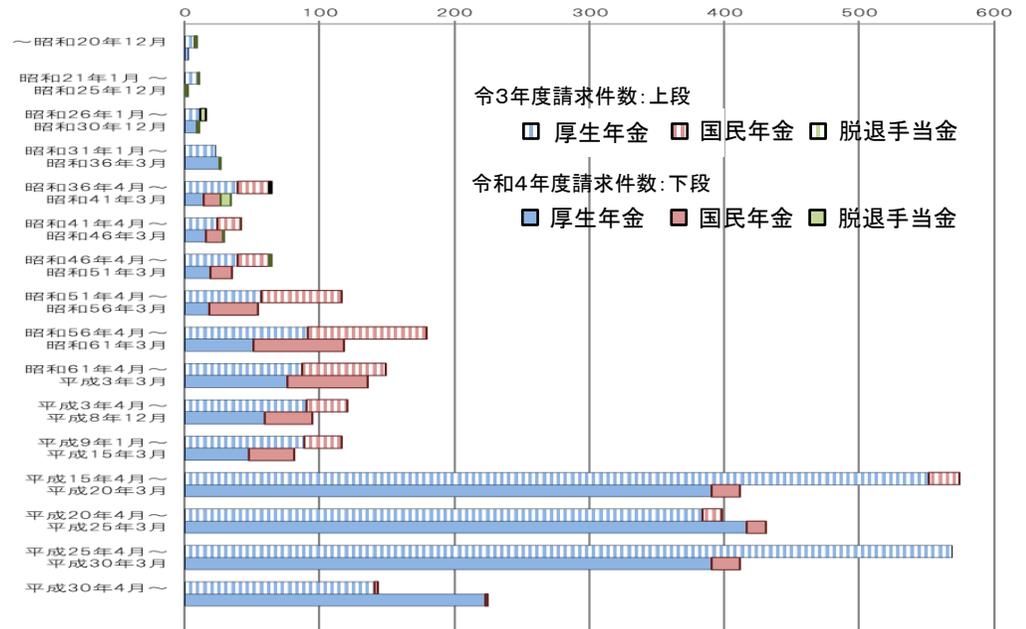
2 事案類型・請求期間の状況

(2) 請求期間(時期)別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降				
以前				
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	3	0	0	3
昭和21年1月～ 昭和25年12月	1	0	1	2
昭和26年1月～ 昭和30年12月	9	0	2	11
昭和31年1月～ 昭和36年3月	26	0	1	27
昭和36年4月～ 昭和41年3月	14	13	7	34
昭和41年4月～ 昭和46年3月	16	12	1	29
昭和46年4月～ 昭和51年3月	19	16	0	35
昭和51年4月～ 昭和56年3月	18	36	0	54
昭和56年4月～ 昭和61年3月	51	67	0	118
昭和61年4月～ 平成3年3月	76	60	0	136
平成3年4月～ 平成8年12月	59	36	0	95
平成9年1月～ 平成15年3月	46	33	0	79
平成15年4月～ 平成20年3月	393	21	0	414
平成20年4月～ 平成25年3月	417	14	0	431
平成25年4月～ 平成30年3月	575	2	0	577
平成30年4月～	223	2	0	225
不明	0	0	0	0
合計	1,946	312	12	2,270

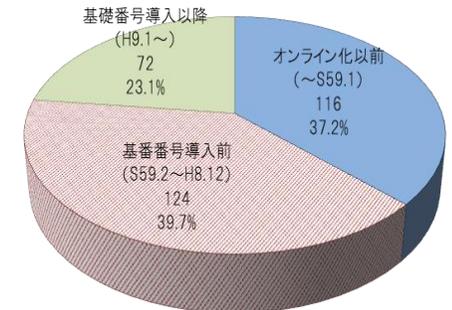
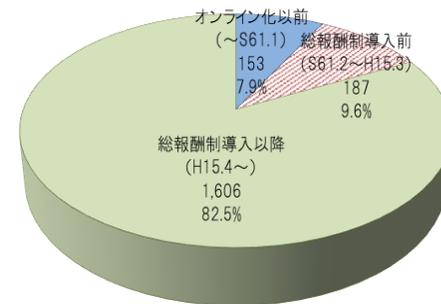
(件)

《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



(件)

《厚生年金のオンライン化以前等の時期別の状況》《国民年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 注2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

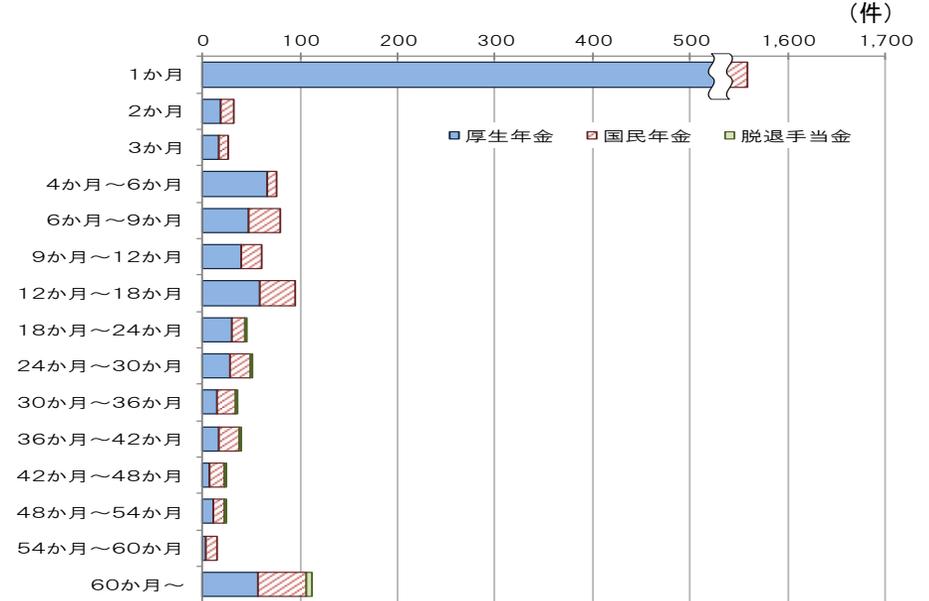
II 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

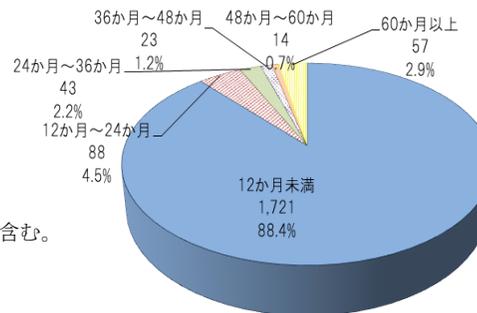
(3) 請求期間の月数別

		(件)			
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上	未満				
1か月		1,533	30	0	1,563
2か月		18	14	0	32
3か月		17	10	0	27
4か月	～ 6か月	66	9	0	75
6か月	～ 9か月	48	31	0	79
9か月	～ 12か月	39	21	0	60
12か月	～ 18か月	59	35	0	94
18か月	～ 24か月	29	14	1	44
24か月	～ 30か月	28	21	1	50
30か月	～ 36か月	15	18	1	34
36か月	～ 42か月	16	21	2	39
42か月	～ 48か月	7	15	1	23
48か月	～ 54か月	11	11	1	23
54か月	～ 60か月	3	12	0	15
60か月	～	57	50	5	112
不	明	0	0	0	0
合	計	1,946	312	12	2,270
平均	月数	29.8 月	34.4 月	54.2 月	31.9 月

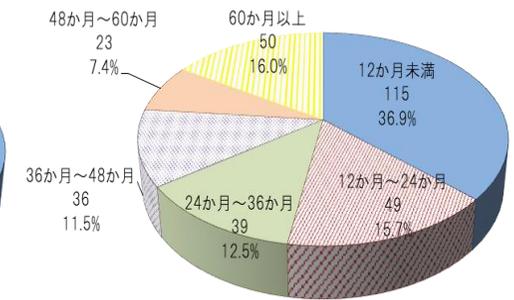
《請求期間の月数別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



- 注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)
 3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,421件)を含む。
 4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

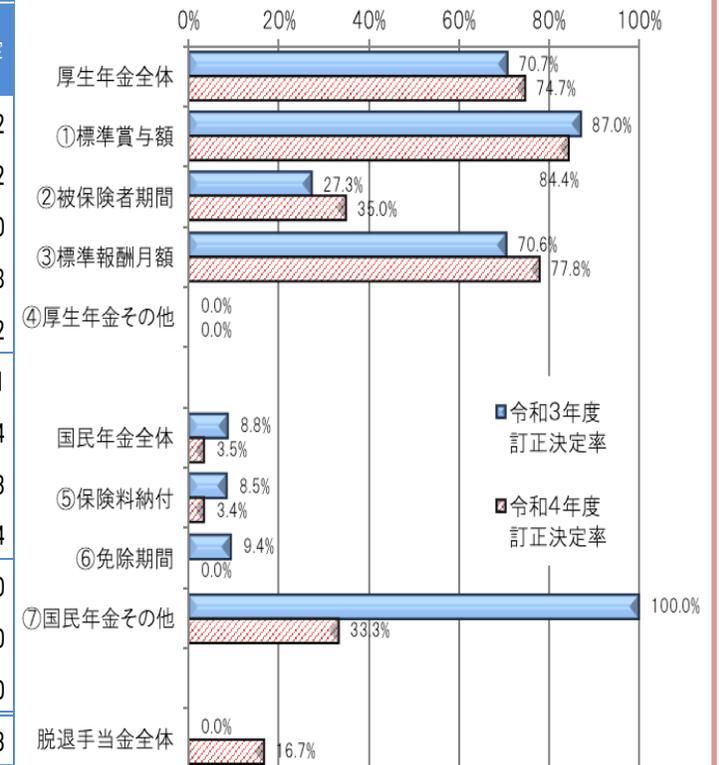
(1) 請求期間の分類(事案類型)別

ア 請求件数

(件)

事案類型	令和3年度					令和4年度				
	請求件数	訂正決定			不訂正決定	請求件数	訂正決定			不訂正決定
		全期間	一部期間	計			全期間	一部期間	計	
厚生年金	2,206	1,502	57	1,559	647	1,948	1,413	43	1,456	492
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,437	1,250	0	1,250	187	1,421	1,199	0	1,199	222
② 被保険者期間に係る訂正請求	534	135	11	146	388	354	111	13	124	230
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	231	117	46	163	68	171	103	30	133	38
④ その他の訂正請求	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2
国民年金	411	34	2	36	375	343	11	1	12	331
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	378	31	1	32	346	294	9	1	10	284
⑥ 免除期間に係る訂正請求	32	2	1	3	29	43	0	0	0	43
⑦ その他の訂正請求	1	1	0	1	0	6	2	0	2	4
脱退手当金	14	0	0	0	14	12	2	0	2	10
⑧ 支給期間の全期間訂正	12	0	0	0	12	12	2	0	2	10
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	2,631	1,536	59	1,595	1,036	2,303	1,426	44	1,470	833

《事案類型別の訂正決定率》



注1 厚生局処理事案の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 (月 数)
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	5,297月	3.6月	197月	11,804月	22.1月	530月	17,101月
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,199月	1.0月	1月	222月	1.0月	1月	1,421月
② 被保険者期間に係る訂正請求	857月	6.9月	78月	9,169月	37.7月	530月	10,026月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	3,241月	24.4月	197月	2,292月	33.7月	232月	5,533月
④ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	121月	60.5月	107月	121月
国民年金	551月	45.9月	374月	12,252月	36.9月	463月	12,803月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	118月	11.8月	48月	10,552月	37.0月	463月	10,670月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0月	0.0月	0月	1,681月	39.1月	463月	1,681月
⑦ その他の訂正請求	433月	216.5月	374月	19月	4.8月	59月	452月
脱退手当金	46月	23.0月	25月	604月	60.4月	99月	650月
⑧ 支給期間の全期間訂正	46月	23.0月	25月	604月	60.4月	99月	650月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	5,894月	4.0月	374月	24,660月	28.1月	530月	30,554月

注1 令和4年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(2) 請求期間(時期)別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	以前												
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	1	8	9	0	0	0	0	2	2	1	10	11
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	1	25	26	0	0	0	0	1	1	1	26	27
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	2	12	14	1	12	13	2	5	7	5	29	34
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	2	14	16	0	12	12	0	1	1	2	27	29
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	12	7	19	2	14	16	0	0	0	14	21	35
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	7	11	18	1	35	36	0	0	0	8	46	54
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	12	39	51	3	64	67	0	0	0	15	103	118
昭和61年4月	～ 平成3年3月	28	48	76	4	56	60	0	0	0	32	104	136
平成3年4月	～ 平成8年12月	27	32	59	0	36	36	0	0	0	27	68	95
平成9年1月	～ 平成15年3月	20	26	46	1	32	33	0	0	0	21	58	79
平成15年4月	～ 平成20年3月	277	116	393	0	15	15	0	0	0	277	131	408
平成20年4月	～ 平成25年3月	315	102	417	0	20	20	0	0	0	315	122	437
平成25年4月	～ 平成30年3月	544	31	575	0	2	2	0	0	0	544	33	577
平成30年4月	～	206	17	223	0	2	2	0	0	0	206	19	225
不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	1,456	490	1,946	12	300	312	2	10	12	1,470	800	2,270

注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(3) 請求期間の月数別

(件)

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計			
	訂正決定	不訂正決定	計										
以上		未満											
1か月	1,261	272	1,533	3	27	30	0	0	0	1,264	299	1,563	
2か月	7	11	18	2	12	14	0	0	0	9	23	32	
3か月	6	11	17	1	9	10	0	0	0	7	20	27	
4か月	32	34	66	0	9	9	0	0	0	32	43	75	
6か月	23	25	48	0	31	31	0	0	0	23	56	79	
9か月	14	25	39	0	21	21	0	0	0	14	46	60	
12か月	37	22	59	1	34	35	0	0	0	38	56	94	
18か月	15	14	29	0	14	14	1	0	1	16	28	44	
24か月	19	9	28	0	21	21	1	1	2	20	31	51	
30か月	7	8	15	0	18	18	0	2	2	7	28	35	
36か月	10	6	16	1	20	21	0	0	0	11	26	37	
42か月	1	6	7	0	15	15	0	1	1	1	22	23	
48か月	1	10	11	1	10	11	0	1	1	2	21	23	
54か月	0	3	3	1	11	12	0	0	0	1	14	15	
60か月	23	34	57	2	48	50	0	5	5	25	87	112	
不	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,456	490	1,946	12	300	312	2	10	12	1,470	800	2,270	
平均月数	20.0月	39.2月	29.8月	52.2月	33.7月	34.4月	23.0月	60.4月	54.2月	21.4月	36.7月	31.9月	

注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,421件)を含む。

5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

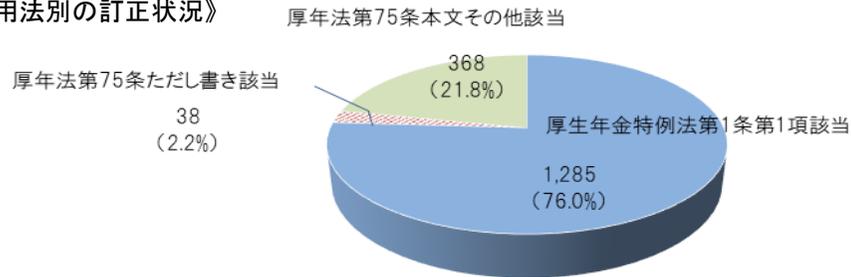
(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

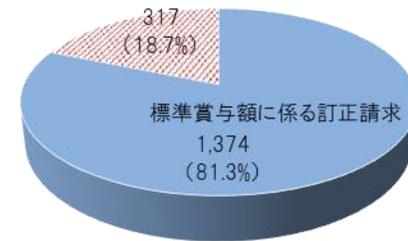
	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	138	43	181	1,104	0	1,104	1,242	43	1,285
厚年法第75条ただし書き該当	28	10	38	0	0	0	28	10	38
厚年法第75条本文その他該当	57	41	98	264	6	270	321	47	368
合 計	223	94	317	1,368	6	1,374	1,591	100	1,691

- 注1 厚生年金事案に係る令和4年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
 2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



被保険者期間等に係る訂正請求



・ 厚生年金の適用法の内容

① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

4 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和4年度)

(件)

訂正処理基準区分	処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金	3,375	(99.9%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	1	(0.0%)	<0.0%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,199	(94.7%)	<94.8%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案	4	(0.1%)	<0.1%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案	170	(5.0%)	<5.0%>
国民年金	4	(0.1%)	<100.0%>
⑨ 関連資料がある事案	1	(0.0%)	<25.0%>
⑩ 関連資料がない事案	3	(0.1%)	<75.0%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	<0.0%>
合 計	3,379	(100.0%)	—

注1 令和4年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

5 訂正処理基準区分の内容

- 訂正処理基準区分の内容
 - ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
 - ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
 - ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案
年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること
 - ⑤ 資格喪失日が不明である事案
年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
 - ⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1号該当)
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
 - ⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2号該当)
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
 - ⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3号該当)
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
 - ⑨ 関連資料がある事案
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑩ 関連資料がない事案
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
 - ⑪ 脱退手当金
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和4年度)

(件)

	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	22	22	84	23	114	52	36	68	19	8	32	480
審議件数	56	58	121	33	198	87	105	185	34	14	68	959
厚生年金	48	54	99	23	155	68	81	146	27	9	53	763
国民年金	7	4	22	10	42	19	21	37	7	5	12	186
脱退手当金	1	0	0	0	1	0	3	2	0	0	3	10

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和4年度)

(件)

	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	5
厚生年金	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
国民年金	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(3) 諮問期間の状況

(件)

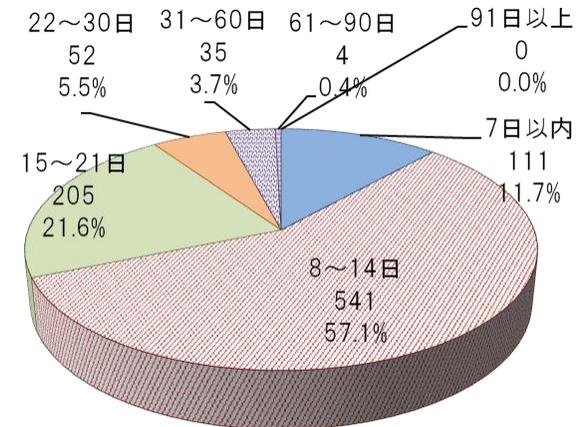
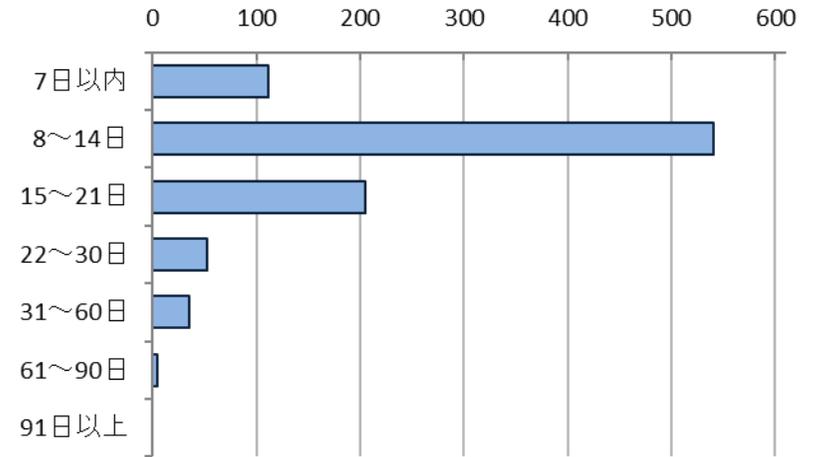
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	90	18	3	111
8日～14日	434	102	5	541
15日～21日	161	42	2	205
22日～30日	41	11	0	52
31日～60日	27	8	0	35
61日～90日	3	1	0	4
91日以上	0	0	0	0
合計	756	182	10	948
平均日数	13.5日	14.5日	10.0日	13.6日

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。

注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》

(件)



Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4

(件)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度上期 (令和5年9月末現在)				平成27年4月～令和5年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	24	27	5	56	35	23	2	60	32	12	3	47	9	9	1	19	394	284	56	734
裁決	34	24	3	61	26	29	6	61	35	16	4	55	12	6	0	18	359	270	55	684
認容	1	0	0	1	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	7	0	1	8
棄却	28	24	3	55	22	29	5	56	26	16	4	46	10	6	0	16	317	254	54	625
却下	5	0	0	5	3	0	0	3	8	0	0	8	1	0	0	1	35	16	0	51
取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	14	5	0	19

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上 未満				
80歳 ~	10	2	1	13
75歳 ~ 80歳	7	1	2	10
70歳 ~ 75歳	4	1	0	5
65歳 ~ 70歳	4	2	0	6
60歳 ~ 65歳	1	2	0	3
50歳 ~ 60歳	3	1	0	4
40歳 ~ 50歳	2	2	0	4
30歳 ~ 40歳	0	1	0	1
20歳 ~ 30歳	1	0	0	1
18歳 ~ 20歳	0	0	0	0
~ 18歳	0	0	0	0
合計	32	12	3	47

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である（被保険者が死亡している場合も同じ。）。

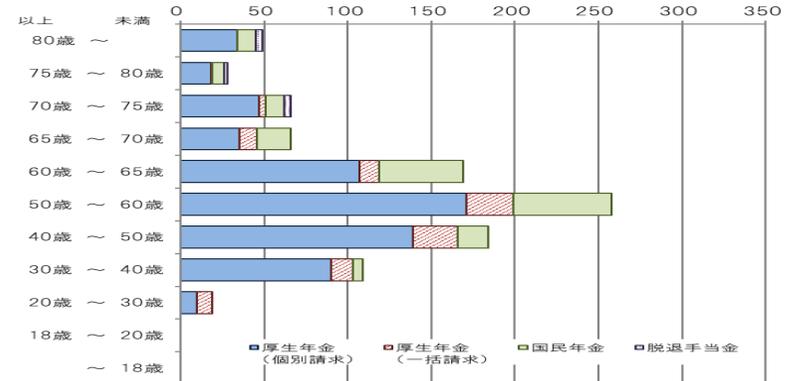
(3) 被保険者の区分別

(件)

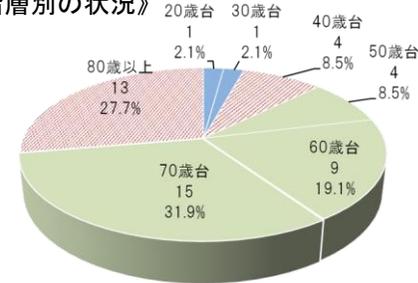
	請求者の区分			合計
	被保険者等	裁定済み者	納付要件充足者	
厚生年金	7	25	0	32
国民年金	4	6	2	12
脱退手当金	0	3	0	3
合計	11	34	2	47
割合	23.4%	72.3%	4.3%	100.0%

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別の状況》



- 被保険者等
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和3年度		令和4年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	118	(100.0%)	71	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	33	(28.0%)	1	(1.4%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	70	(59.3%)	58	(81.7%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	15	(12.7%)	10	(14.1%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	0	(0.0%)	2	(2.8%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	33	(100.0%)	26	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	27	(81.8%)	24	(92.3%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0	(0.0%)	1	(3.8%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	6	(18.2%)	1	(3.8%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	2	(100.0%)	4	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	(100.0%)	4	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合計	153		101		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (②+③+④)	47	19	8	74
② 令和3年度までの提訴	44	15	8	67
③ 令和4年度における提訴	3	4	0	7
④ 令和5年度上期における提訴	0	0	0	0
事案類型	・被保険者期間 33件 ・標準報酬月額 15件 ・その他 2件 ※重複事案あり	・納付記録 19件	・全期間 7件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分取消	32	13	5	50
原処分及び裁決取消	8	3	3	14
裁決取消	1	1	0	2
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和4年度までに提訴された訴訟事件と令和5年4月1日から令和5年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 「原処分取消」及び「原処分及び裁決取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	33	11	7	51
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	27	11	7	45
審査請求なし	14	8	1	23

(3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数	38	15	7	60
⑥ 取下げ件数	5	1	1	7
令和5年度上期末時点において係争中 (①-(⑤+⑥))	4	3	0	7

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和5年度上期末時点において係争中」は、令和5年度上期末(令和5年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。

近畿厚生局における処理期間の状況（令和4年度、令和5年度）

処理日数別の処理件数、平均日数及び最長日数

		令和4年度	令和5年度
		近畿厚生局	近畿厚生局
総 数	103日以内(標準処理期間)	41 件	42 件
	104日 ～ 150日	59 件	70 件
	151日 ～ 180日	32 件	12 件
	181日 ～ 210日	21 件	9 件
	211日以上	26 件	1 件
	計	179 件	134 件
	平均日数	149.8 日	120.6 日
最長日数	385.0 日	350.0 日	
国民年金	103日以内(標準処理期間)	8 件	11 件
	104日 ～ 150日	14 件	16 件
	151日 ～ 180日	5 件	1 件
	181日 ～ 210日	5 件	2 件
	211日以上	3 件	0 件
	計	35 件	30 件
	平均日数	144.3 日	114.2 日
最長日数	348.0 日	191.0 日	
厚生年金	103日以内(標準処理期間)	32 件	31 件
	104日 ～ 150日	45 件	53 件
	151日 ～ 180日	26 件	11 件
	181日 ～ 210日	16 件	6 件
	211日以上	23 件	1 件
	計	142 件	102 件
	平均日数	151.5 日	122.0 日
最長日数	385.0 日	350.0 日	
脱退手当金	103日以内(標準処理期間)	1 件	0 件
	104日 ～ 150日	0 件	1 件
	151日 ～ 180日	1 件	0 件
	181日 ～ 210日	0 件	1 件
	211日以上	0 件	0 件
	計	2 件	2 件
	平均日数	125.5 日	143.0 日
最長日数	161.0 日	182.0 日	

※ 処理期間は、地方厚生局への送付年月日の翌日～地方厚生局の決定通知書送付年月日の日数である。